諮問第33号の答申 患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について(案)

本委員会は、患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について審議した結果、下記の 結論を得たので答申する。

記

1 患者調査の変更

(1)承認の適否

統計法(平成19年法律第53号)第10条各号の要件に適合しているため、変更を承 認して差し支えない。

(2)理由等

ア 標本設計

厚生労働省は、報告を求める医療施設のうち、病院に関しては、病院の種類に応 じて層化した上で、無作為抽出しているが、「老人性認知症疾患療養病棟を有する病 院」、「感染症病床のみの病院」、「結核病床のみの病院」及び「ハンセン病療養所」 について、個別の層化を取りやめ、他の層 (注) に統合することとしている。

これについては、該当する病院数が少なくなってきていることなどから、個別に 層化する必要性は乏しいと認められるため、適当である。

(注) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一部は、「精神病床のみの病院」層に、それ以外は、「その他の 病院」層に含められる。

イ 調査事項

(ア)調査事項の追加

厚生労働省は、表1に掲げる調査事項を追加することを計画している。

これらについては、①肝炎対策、地域の医療需要に応じた医療提供体制の構築 といった医療施策を検討するに当たっての基礎資料を得るために追加されるもの であり、本調査の目的に沿っていること、及び②調査事項の内容は複雑でなく、 報告者負担も過重ではないとみられることから、適当である。

衣Ⅰ	: 追加句	る調査事項	
紅珥			

治却よる調本事項

追加する調査事項		お色しみて細木画
項目	細目	対象となる調査票
受療の状況	肝疾患の状況	病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、一般診療所票、病院退院票、一般診療所以
診療費等支払方法	障害者自立支援法	病院入院(奇数)票、病院退院票、一般 診療所退院票

入院前の場所	入院・入所していた病院、診療所、	病院退院票
	福祉施設等の所在地	
退院後の行き先	入院・入所した病院、診療所、福祉	病院退院票
	施設等の所在地	

(イ)調査事項の削除

厚生労働省は、表2に掲げる調査事項を削除することを計画している。

これらは、それぞれ、出現数がきわめて少ない(又は出現しない)ことや有用性が低いことを理由としており、適当である。

削除する調査事項		込み しみて細木亜
項目	細目	対象となる調査票
受療の状況	副傷病名 (糖尿病(性)足病変)	病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)
		票、一般診療所票、病院退院票、一般
		診療所退院票
透析治療の状況		病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)
	_	票、一般診療所票
がん治療の有無	—	病院退院票、一般診療所退院票
診療費等支払方法	精神保健及び精神障害者福祉に関	一般診療所票、一般診療所退院票
	する法律	

表2:削除する調査事項

(ウ)その他の変更

厚生労働省は、調査事項について、追加及び削除以外に表3に掲げる変更を行うことを計画している。

これらは、それぞれ、有用性の向上、報告者負担の軽減、出現数の僅少さ等を理由としており、適当である。

変更する調査事項	変更内容	対象となる調査票
過去の入院の有無	入院患者に関する調査票から退院患者 に関する調査票に移動させる。	病院入院(奇数)票、一般診療所票、病院退院票、一般診療所退院票、一般診療所退院票
診療費等支払方法	保険種別に設定されていた被用者保険 の選択肢を統合する。 また、退職者医療の選択肢について、「本 人」と「家族」を統合する。	病院入院(奇数)票、病院外来 (奇数)票、一般診療所票、歯科 診療所票、病院退院票、一般診 療所退院票
病床の種別	精神病床の選択肢「老人性認知症疾患療養病棟」と「その他の精神病床」とを統合する。	病院入院(奇数)票、病院退院票
入院前の場所	入院前の場所に係る選択肢のうち、「他 の病院・診療所に入院」を「地域医療支援 病院・特定機能病院」、「その他の病院」及 び「診療所」に分割する。	病院退院票、一般診療所退院票

表3:追加及び削除以外の変更を行う調査事項

(3)今後の課題

ア DPC調査やレセプト情報の利用

患者調査の情報以外で患者の傷病の状況等を大規模かつ継続的に把握しているものとしては、DPC調査 (注1) 及びレセプトがある。

これらの情報を患者調査で利用すれば、報告者負担が大幅に軽減され、ひいては、従来から課題とされている退院患者に関する調査票の標本規模拡大の余地も生まれると考えられる。

したがって、今後、DPC調査やレセプトの情報の患者調査における利用に向け、 検討を進める必要がある。

なお、利用の形態としては、基本的に、①医療施設が、患者調査の調査票を作成する際に、保管しているDPC調査やレセプトのデータを、患者調査の電子調査票に転送する方法、及び②厚生労働省が、患者調査の集計を行う際に、患者調査の調査票情報と保管しているDPC調査 (注2) の情報とを同定、結合する方法の2種類が想定できる。

ついては、上記の検討に当たっては、2種類の方法それぞれに関して、技術的可能性や患者調査結果の有用性に与える影響等を検証し、利用の可否を判断することが求められる。

- (注)1 厚生労働省が実施している「DPC導入の影響評価に係る調査」を指す。なお、同調査は、統計法に基づく統計調査ではない。
 - 2 厚生労働省が保管しているレセプトデータは、外部データとの同定、結合が不可能なため、②の方法の 対象は、DPC調査データに限られる。

イ オンライン調査の導入

今回、患者調査は、従来どおり、紙媒体の調査票の郵送により実施 (注) すること としており、政府統計共同利用システム (以下「共同システム」という。) を用いたオンライン調査の導入は見送られている。

これは、共同システムの機能の制約を理由としており、現時点ではやむを得ないと考えられるが、オンライン調査には、回答時のチェック機能の活用による回答の正確性の確保や経由機関の負担軽減、報告者の利便性の向上といった利点があると考えられることから、積極的に推進すべきである。

したがって、今後、患者調査における共同システムを用いたオンライン調査の導 入について、共同システムの改修状況等を踏まえて検討を進める必要がある。

(注) 厚生労働省ホームページから電子調査票をダウンロードし、入力した電子調査票を電磁的記録媒体に保存して、郵送提出する方法については、従来から選択可能である。

2 患者調査の指定の変更

(1)承認の適否

指定を変更して差し支えない。

(2)理由等

「患者調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でも あるが、統計法では、「統計」とそれを作成する手段である「統計調査」とを概念上区 分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査と同一にしておくことは、望ましくない。

したがって、基幹統計調査である患者調査の結果によって作成される基幹統計の名

称を「患者調査」から「患者統計」に変更することは、適当である。



総政企第 291 号 平成22年12月17日

統計委員会委員長 樋 口 美 雄 殿

総務大臣 片山善



諮問第33号

患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について (諮問)

標記調査について、平成22年11月26日付け厚生労働省発統1126第1号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

併せて、基幹統計の指定の変更に当たり、統計法第7条第3項において準用する同条第 1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(患者調査(基幹統計調査)の変更及び患者調査(基幹統計)の指定の変更について)

患者調査(基幹統計調査)の変更

1 調査の目的等

患者調査は、医療施設(病院及び診療所をいう。以下同じ。)を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

患者調査は、旧統計法(昭和22年法律第18号)第2条に基づく指定統計第66号を 作成するための調査として、昭和28年に創設され、毎年調査が行われたが、昭和59 年に調査計画が見直され、同年以降は、3年周期で医療施設調査の静態調査と同じ年 に実施することとされた。

その後、平成21年4月には、新統計法(平成19年法律第53号)が全面施行されたことに伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計を作成するための基幹統計調査に位置付けられ、現在に至っている。

なお、前回の患者調査は、平成20年に実施されたところである。

2 申請の趣旨

報告を求める医療施設のうち、病院について、種別病院数の変動を踏まえ、層化無作為抽出するに当たっての層化基準を変更するほか、医療をめぐる社会情勢や施策の動向、報告者負担等を踏まえ、調査事項の変更を行う。

3 主な申請内容

(1)標本設計の変更

患者調査において、報告を求める医療施設のうち、病院については、病院を施設の種類に応じて層化した上で、無作為抽出しているが、「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」、「感染症病床のみの病院」、「結核病床のみの病院」及び「ハンセン病療養所」は、該当数が少なくなってきたため、個別の層化を取りやめ、他の層に統合する。

(2)調査事項の変更

ア 調査事項の追加

肝炎対策、地域における医療提供体制の構築といった様々な施策の検討に要する資料を得るため、「肝疾患の状況」、「入院前にいたあるいは退院後に移った施設の所在地」等を調査事項として追加する。

イ 調査事項の削除

有用性や報告者負担等を踏まえ、従来、調査事項とされていた「透析治療の状況」、「がん治療の状況」等を削除する。

ウ 調査事項の移動

有用性を向上させるため、従来、入院患者に関する調査票で調査事項とされていた「過去の入院の有無及び過去の入院の退院年月日」を、退院患者に関する調査票に移動させる。

患者調査(基幹統計)の指定の変更

「患者調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは、新統計法下では適当でない。

そのため、基幹統計調査である患者調査の結果によって作成される基幹統計の名称を「患者調査」から「患者統計」に変更する。

平成 23 年患者調査の概要

調査の目的

医療施設(病院及び診療所)を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。

調査の概要

【報告者】 医療施設(層化無作為抽出:約1万4千施設)

【周期】3年

【調査事項】 入院患者(指定日に入院している者)

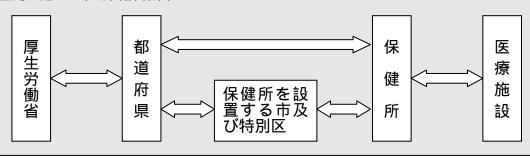
入院年月日、受療の状況、診療費等支払方法、病床の種別、紹介の状況、来院時の状況、入院の状況等 外来患者(指定日に外来で受診した者)

外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法、紹介の状況、来院時の状況等

退院患者(9月1か月間に退院した者)

入退院年月日、受療の状況、診療費等支払方法、病床の種別、入院前の場所、退院後の行き先等

【調査方法】 郵送自計報告



平成23年患者調査の主な改正内容

標本設計の変更

層化抽出に際し、該当数が少なくなってきたことから、以下の層を削除し、他の層に統合する。

- ・老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
- ・感染症病床のみの病院
- ・結核病床のみの病院
- ・ハンセン病療養所

調査事項の見直し

追加事項

各種政策ニーズに応じた調査事項の追加

受療の状況に、肝疾患の状況を追加

〔病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、一般診療所票、病院退院票、一般診療所退院票〕

入院前にいたあるいは退院後に移った施設の所在地を追加 〔病院退院票〕

削除事項

有用性や報告者負担等を踏まえた調査事項の削除

透析治療の状況を削除 [病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、一般診療所票]

がん治療の状況を削除 〔病院退院票、一般診療所退院票〕

移動事項

有用性を高めるための調査事項の移動

過去の入院の有無及び過去の入院の退院年月日を入院患者に関する調査票から退院患者に関する調査票に 移動

〔病院入院(奇数)票、一般診療所票、病院退院票、一般診療所退院票〕

患者調査結果の利用状況

医療行政等の施策への利用

1 医療提供体制関係

医療計画の見直し等に関する検討会資料: 都道府県別推計患者数、二次医療圏別推計患者数、二次医療圏内外の流入・流出患者割合 医師の需給に関する検討会資料: 病院、一般診療所別の推計外来患者数、傷病別の再来患者の平均診療間隔

2 公衆衛生関係

慢性疾患対策の更なる充実に向けた検討会資料: 慢性疾患(糖尿病、高血圧、悪性新生物等) 筋骨格系及び結合組織の疾患の総

患者数、受療率

精神保健医療福祉の改革ビジョンの資料: ・精神疾患別の推計入院患者数、推計外来患者数、総患者数

・精神病床の推計入院患者数、退院患者の平均在院日数

がん対策推進基本計画の資料: 悪性新生物の総患者数

3 診療報酬関係

診療報酬改定検討の際の資料: 気分[感情]障害(躁うつ病を含む)の総患者数

4 その他

厚生労働科学研究の資料

都道府県における保健統計年報等行政資料

白書等における分析での利用

OECD (Health Data)への報告: 傷病分類別退院患者数

「高齢社会白書」「男女共同参画白書」「青少年白書」等: 65歳以上の主な傷病別に見た受療率(高齢社会白書)等